

令和7年度 大正中学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、同時に他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを本旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

大正中学校として、「いじめは悪であり、絶対に許されない行為である。」「いじめの被害者や通報者を徹底して守り抜く。」「加害者となった生徒には、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。」等の認識を持ち、保護者、PTA や関係機関との連携のもと、全ての生徒が安全で安心して学習やその他の活動に取り組める、いじめのない学校づくりを目指します。

2 いじめの定義

いじめとは、ある生徒に対して、その生徒が在籍する学校に在籍している等、その生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（起こった場所が学校の内外を問いません）「いじめ防止対策推進法 第2条」

【具体的ないじめとして以下のような例が考えられます】

- ・「うざい」「死ね」「殺すぞ」「ばか」「いやなあだ名」など人を傷つける言葉を言われる、落書きなどを書かれる。
- ・嫌がっているのに面白がってしつこくいたずらを繰り返される。
- ・こちらを見てひそひそ話をされる。（バカにしている様子、悪口を言っている様子）
- ・冷やかし・からかい、発言をバカにされる、悪口を言われる、悪口を書かれたりする。
- ・グループや集団から仲間はずれにされたり、無視されたりする。
- ・持ち物を隠されたり、汚されたりする。
- ・ぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。（身体的な攻撃をされる）
- ・お金やものをとられたり、壊されたりする。
- ・嫌なことや危ないこと、恥ずかしいことを無理やりやらされる。（脅し）
- ・インターネットやメール、SNSなどで、グループから外される、悪口を書かれる、勝手に写真を載せられるなど嫌なことをされる。

3 重大事態

いじめの中でも、いじめを受けた生徒が自殺を企図したり、いじめにより相当の期間（年間30日を目安）又は一定期間連続して欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあるとき（生徒、保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときを含む）を「重大事態」としています。「重大事態」の疑いがある場合、学校はすぐに教育委員会に報告しなければなりません。その後、学校は教育委員会の支援・指導に則って対応することになります。

4 いじめ防止に向けた三つの柱

「(1) いじめの未然防止・(2) いじめの早期発見・(3) 組織的ないじめ対応」

(1) いじめの未然防止＝いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めます。

① 生徒の自尊感情、規範意識の育成

→自分を大切に思う気持ち、自分と同じように他者を大切に思う気持ちを育てます。

【重点的な取組】

- ・ハートフルウィーク、行事ごとの『心の実』活動、誕生日メッセージ等の掲示
- ・スクールカウンセラー、養護教諭、生徒指導担当との定期的な面談
- ・道徳や人権の授業、人権講演会、情報モラル教室

② 教職員

- ・教職員のいじめ防止等に関する知見を高める研修会を実施します。
- ・教職員の不用意な発言や態度が、生徒のいじめを誘発する可能性があることに留意し、日頃から授業その他の場面での言葉づかいや態度に気を付けるよう努めます。

(2) いじめの早期発見＝教職員は、いかなる兆候・懸念や生徒・保護者からの訴えを一人で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全体に報告・相談します。

【重点的な取組】

- ・日々の行動観察や生活日誌等を通じて、生徒の表情や言動、身体や服装の様子、友人関係、上級生・下級生関係、持ち物等の変化など、細かなことにも注意を払います。
- ・日々の授業の様子を記録し回覧することで、教職員間で日常的に情報の共有をします。
- ・些細なことでも気になる事があれば保護者に連絡をしたり、聞き取りをしたりします。
- ・各アンケート実施後の個別面談を定期的実施します。
(Q-U、学校生活アンケート(いじめアンケート)、道徳アンケート)
- ・悩みや困りごと相談の機会として、担任との個人面談やスクールカウンセラーとの面談を定期的に行います。

(3) 組織的ないじめ対応＝「大正中学校いじめ対策委員会」を設置、組織として対応します。

いじめの発見



① 情報を集め組織的に共有する

- ・教職員、生徒、保護者、地域、その他からの情報(アンケート含む)を「大正中学校いじめ対策委員会」に報告(窓口は生徒指導主事)する。
- ・いじめを発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。

「大正中学校いじめ対策委員会」月1回(随時対応)
校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭等、(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

② 指導・支援体制を組む

- ・「大正中学校いじめ対策委員会」で、対応策を確認する。「重大事態」であれば教育委員会の指導のもと対応する。

③ - A 生徒への指導・支援を行う

- ・いじめを受けた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の方々等)と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す。(職員の張り付きも)
- ・いじめを通報した生徒も同様に寄り添い支える体制をつくり、守り通す。
- ・いじめた生徒には、人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
(ひどいいじめをした場合は警察に通報、補導や逮捕、保護処分で更生させる)

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

③ - B 保護者と連携する

- ・つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。